

## ○高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

平成5年3月25日  
条例第16号

## 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年高松市条例第8号)の全部を改正する。

## (目的)

第1条 この条例は、本市における一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

## (市長の責務)

第3条 市長は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及びその適正な処理を確保するために必要な施策を総合的に推進するとともに、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市長の行う一般廃棄物の適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努め、その適正な処理に関する情報を提供するとともに、一般廃棄物となった製品、容器等を自ら回収する等一般廃棄物を少なくするよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し市長の施策に協力しなければならない。

## (清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう努めなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物内に、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない。

3 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を利用する者及び当該公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の清潔を保つよう努めなければならない。

## (一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定による一般廃棄物処理計画の実施計画(以下「実施計画」という。)を、毎年度初めに告示するものとする。

2 市長は、年度の途中において実施計画について著しい変更を行ったときは、その都度、告示するものとする。

## (一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、実施計画に基づき、家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、実施計画に基づき、その指定する施設に搬入された事業系一般廃棄物を処分するものとする。

## (占有者の協力義務等)

- 第9条 占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。
- 2 占有者は、自ら一般廃棄物を処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に規定する基準に準じて処分しなければならない。
- 3 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、実施計画に基づき、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市長の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による協力義務が適切に果たされていないと認めるときは、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 5 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他その適正な処理の確保のために必要な事項を指示することができる。  
(減量計画等)

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。  
(適正処理困難物)

- 第11条 市長は、一般廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等を適正処理困難物として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 適正処理困難物を製造、加工、販売する事業者は、自らその製品、容器等の回収に努める等市長が行う一般廃棄物の適正な処理の確保に協力しなければならない。  
(一般廃棄物処理に係る指定収集袋の使用及び申出)

第12条 占有者は、その排出する家庭系一般廃棄物(燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。)の処理を、市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分によって行う場合には、市長が指定する袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。

- 2 前項の燃やせるごみ及び破碎ごみに該当する家庭系一般廃棄物の品目については、実施計画で定める。
- 3 占有者は、臨時に家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分(特定家庭用機器廃棄物(家庭系一般廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物に該当するものをいう。以下同じ。)にあっては、収集及び運搬)を受けようとするときは、市長に申し出なければならない。
- 4 占有者は、犬、猫等の死体を自ら運搬しないとき、又は処分しないときは、市長に申し出なければならない。  
(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市長が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1から別表第2の2までに規定する一般廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の納付方法は、次のとおりとする。
- (1) 別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料は、市長が指定する施設に当該一般廃棄物を搬入した際、納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- (2) 別表第1の2に規定する一般廃棄物処理手数料は、指定収集袋の交付を受ける際、納めなければならない。
- (3) 別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料は、当該家庭系一般廃棄物の収集のときまでに、規則で定めるところにより、前納しなければならない。
- (4) 別表第2の2に規定する一般廃棄物処理手数料は、当該犬、猫等の死体の運搬又は処分の際、納めなければならない。
- 3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(一般廃棄物処理手数料の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。  
(一般廃棄物処理業等の許可)

第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該許可に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。  
(一般廃棄物処理業等許可手数料)

第16条 前条第1項の許可については、当該申請の際、別表第3に規定する許可手数料を徴収する。

## (審議会の設置)

第17条 一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等を図るため、高松市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第10条第1項の規定により許可の申請をしている者は、この条例により許可の申請をしたものとみなす。

## (塩江町の編入に伴う経過措置)

3 塩江町の編入の際現に塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年塩江町条例第9号。以下「塩江町廃棄物条例」という。）第5条の規定により定められている計画は、同町の編入の日（次項から附則第6項までにおいて「編入日」という。）の属する年度における高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号及び塩江町安原下第3号の区域内の一般廃棄物の処理に関し定められた実施計画とみなす。

4 前項に定めるものほか、編入日前に塩江町廃棄物条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

5 編入日前に塩江町廃棄物条例第7条の規定によりなされた一般廃棄物の処理の届出に係る手数料については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、塩江町使用料及び手数料条例（昭和31年塩江町条例第19号）の例による。

6 編入日前に塩江町使用料及び手数料条例の規定により納付された可燃ごみ及び不燃ごみの処理手数料に係る同条例別表第1に規定するごみ袋は、平成20年3月31までの間においては、指定収集袋とみなす。

## (牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

7 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町（以下「5町」という。）の編入の際現に次の各号に掲げる規定により定められている計画は、別に定めるものに係るものを除き、5町の編入の日（次項から附則第15項までにおいて「編入日」という。）の属する年度における当該各号に掲げる区域内の一般廃棄物の処理に関し定められた実施計画とみなす。

（1） 牟礼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年牟礼町条例第9号。以下「牟礼町条例」という。）第5条 高松市牟礼町大町、牟礼町原及び牟礼町牟礼の区域（以下「旧牟礼町区域」という。）

（2） 庵治町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年庵治町条例第18号。以下「庵治町条例」という。）第5条 高松市庵治町の区域（以下「旧庵治町区域」という。）

（3） 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年香川町条例第11号。以下「香川町条例」という。）

第5条 高松市香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号及び香川町安原下第3号の区域（以下「旧香川町区域」という。）

（4） 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年香南町条例第12号。以下「香南町条例」という。）

第5条 高松市香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光の区域（以下「旧香南町区域」という。）

（5） 国分寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和51年国分寺町条例第19号。以下「国分寺町条例」という。）第5条 高松市国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域（以下「旧国分寺町区域」という。）

8 前項に定めるものほか、編入日前に牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例又は国分寺町条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

9 旧牟礼町区域、旧庵治町区域、旧香川町区域、旧香南町区域及び旧国分寺町区域のうち、市長が告示で定める区域で市長が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分（牟礼町条例第9条第1号エの粗大ごみ及び国分寺町条例第7条第1項第2号アの粗大ごみ以外のものについて定期に行うものを除く。）については、平成20年3月31までの間においては、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例による。ただし、旧香川町区域で行う特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬については、この限りでない。

10 次に掲げる袋は、平成20年3月31までの間においては、指定収集袋とみなす。

- (1) 編入日前に牟礼町条例第9条の規定により納付された手数料に係る同条(第1号イを除く。)に規定する指定ごみ袋又は指定袋
  - (2) 編入日前に庵治町条例第9条の規定により納付された手数料に係る同条に規定する指定ごみ袋
  - (3) 編入日前に香川町条例第9条第4号の規定により納付された手数料に係る香川町条例別表に規定するごみ袋
  - (4) 編入日前に香南町条例の規定に基づき納付された手数料に係る廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成元年香南町規則第17号)第3条第1号(ア)に規定する町が指定した袋
  - (5) 編入日前に国分寺町条例第7条第1項第2号アの規定により納付された手数料に係る同号アに規定するごみ袋
- 11 附則第9項の規定により牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例により行うこととされた一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(牟礼町条例第9条第1号エのポット、トースター及びこれらに類するもの並びに冷蔵庫、洗濯機及びテレビに係るものを除く。)については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、それぞれ牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例による。牟礼町条例第7条、庵治町条例第7条、香川町条例第7条、香南町条例第7条又は国分寺町条例第7条第1項第2号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る届出が平成20年3月31日以前になされた場合において、同日後に行われる当該届出に係る収集、運搬及び処分に係る手数料についても、同様とする。
- 12 前項の場合においては、次に定めるところによる。
- (1) 牟礼町条例第9条第3号中「50円(ただし、50kg未満は無料」とあるのは、「50円(ただし、指定ごみ袋による場合は無料」と読み替えるものとする。
  - (2) 別表第1の2に掲げる指定収集袋(小)は、国分寺町条例第7条第1項第2号アの処理券とみなすことができる。
- 13 附則第11項の規定によりその例によることとされる次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合に限り、適用する。
- (1) 牟礼町条例第9条第3号 旧牟礼町区域内に住所を有する占有者又は旧牟礼町区域内に事業所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
  - (2) 牟礼町条例第9条第4号 旧牟礼町区域内に住所を有する占有者がその排出する犬・猫等の死体を規則で定める施設に搬入した場合
  - (3) 庵治町条例第9条第2号アからウまで及びオ 旧庵治町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
  - (4) 庵治町条例第9条第2号エ 旧庵治町区域内に事業所を有する占有者がその排出する事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
  - (5) 香川町条例別表ごみ処理手数料の款一般家庭の項 旧香川町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
  - (6) 香川町条例別表ごみ処理手数料の款事業所系の項 旧香川町区域内に事業所を有する占有者がその排出する事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
  - (7) 香川町条例別表犬・猫等の死体の収集運搬及び処分手数料の款処分のみの項 旧香川町区域内に住所を有する占有者がその排出する犬・猫等の死体を規則で定める施設に搬入した場合
  - (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1号(イ)及び第2号(イ)(市長が家庭系一般廃棄物を搬入すべき施設を指定して行う場合に限る。) 旧香南町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を当該指定に係る施設に搬入した場合
- 14 別表第1の2に掲げる指定収集袋で次の各号に掲げる施設に搬入されたものについて第13条第2項第2号の規定により納められた手数料は、当該各号に定める手数料とみなす。
- (1) 前項第1号の規則で定める施設 当該指定収集袋に係る容量の家庭系ごみについて附則第11項の規定によりその例によることとされる牟礼町条例第9条第3号(事業系ごみに係る部分を除く。)及び第10条の規定により納められた手数料
  - (2) 前項第3号の規則で定める施設 当該指定収集袋に係る容量の燃えるごみ及び埋立ごみについて附則第11項の規定によりその例によることとされる庵治町条例第9条第2号ア及びイ並びに第10条の規定により納められた手数料
- 15 編入前にした香川町条例に違反する行為及び附則第11項の規定により香川町条例の例によることとされる手数料の徴収を免れる行為で編入日以後にしたものに対する罰則の適用については、香川町条例の例による。

附 則(平成8年3月27日条例第22号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第25号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則(平成10年3月26日条例第17号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

## 附 則(平成10年6月26日条例第28号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

## 附 則(平成11年7月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成12年3月27日条例第15号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

## 附 則(平成12年12月25日条例第44号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則(平成13年3月23日条例第22号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

## 附 則(平成16年3月25日条例第14号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は公布の日から、第13条の改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定は同年9月1日から施行する。

## 附 則(平成17年9月22日条例第90号)

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

## 附 則(平成17年12月21日条例第182号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

## 附 則(平成21年3月25日条例第20号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

## 附 則(平成23年9月26日条例第40号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則(平成25年12月25日条例第75号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の別表第1の2及び別表第2に規定する手数料を納付している者に係る既納の手数料については、なお従前の例による。

## 附 則(平成28年3月29日条例第24号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

## 附 則(平成29年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成29年9月27日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則(平成31年3月28日条例第36号)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の別表第1の2に規定する手数料を納付している者に係る既納の手数料については、なお従前の例による。

## 別表第1(第13条関係)

種別	処理区分	手数料額
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 ア 100キログラムまでのものは1,620円 イ 100キログラムを超えるものは1,620円にその超える搬入量20キログラムまでごとに320円を加算した額 (2) 規則で定める種類に該当するものを市長が指示する分別方法により規則で定める施設に搬入する場合 ア 100キログラムまでのものは1,200円 イ 100キログラムを超えるものは1,200円にその超える搬入量20キログラムまでごとに240円を加算した額

## 別表第1の2(第13条関係)

種別	処理区分	単位	手数料額
家庭系一般廃棄物(第12条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならないものに限る。)	収集、運搬及び処分	指定収集袋(大)10袋につき	418円
		指定収集袋(中)10袋につき	313円
		指定収集袋(小)10袋につき	208円

	指定収集袋(特小)10袋につき	103円
	指定収集袋(超特小)10袋につき	51円

備考 「指定収集袋(大)」とは容量がおおむね40リットルのものをいい、「指定収集袋(中)」とは容量がおおむね30リットルのものをいい、「指定収集袋(小)」とは容量がおおむね20リットルのものをいい、「指定収集袋(特小)」とは容量がおおむね10リットルのものをいい、「指定収集袋(超特小)」とは容量がおおむね5リットルのものをいう。

別表第2(第13条関係)

種別	処理区分	手数料額
臨時に収集し、運搬し、及び処分する家庭系一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)	収集、運搬及び処分	1品目につき、2,040円を超えない範囲内において、当該家庭系一般廃棄物の特性、その処理に要する費用等を勘案して規則で定める額
臨時に収集し、及び運搬する特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬	1台につき2,040円

備考 セパレート形エアコンディショナーについては、当該エアコンディショナーを構成する室内ユニット及び室外ユニットの収集及び運搬を同時に行う場合に限り、当該室内ユニット及び室外ユニットを1台とみなす。

別表第2の2(第13条関係)

種別	処理区分	単位	手数料額
犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分	1体	1,540円
	処分	1体	610円

別表第3(第16条関係)

種別	単位	手数料額
一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	1件	1万円
一般廃棄物処分業(ごみ)	1件	1万円
一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	1万円
一般廃棄物処分業(し尿)	1件	1万円
浄化槽清掃業	1件	1万円